

附表
 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

- I 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い
- II 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある
- III 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

※上記Ⅰ～Ⅲの安全性の評価は、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、
 震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされています。
 ※Z、Rt、G、Uについては、備考欄に特記がない限り「1. 0」とする。

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震(震度6強から7程度)に対する安全性		
		I 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、 又は崩壊する危険性が高い	II 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、 又は崩壊する危険性がある	III 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、 又は崩壊する危険性が低い
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)		$I_s/I_{s0}<0.5$ 又は $C_T\cdot S_D<0.15$	左右以外の場合	$I_s/I_{s0}\geq 1.0 \text{ かつ } 0.3\leq C_T\cdot S_D\leq 1.25$
				$C_T\cdot S_D>1.25$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)		$I_s/I_{s0}<0.5$ 又は $C_{TU}\cdot S_D<0.15\cdot Z\cdot G\cdot U$	左右以外の場合	$I_s/I_{s0}\geq 1.0$ かつ $C_{TU}\cdot S_D\geq 0.3\cdot Z\cdot G\cdot U$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版、2025年版)		$I_s<0.3$ 又は $q<0.5$	左右以外の場合	$I_s\geq 0.6$ かつ $q\geq 1.0$
一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」		$Q_u/\alpha\cdot Q_{un}<0.5$	$0.5\leq Q_u/\alpha\cdot Q_{un}<1.0$	$1.0\leq Q_u/\alpha\cdot Q_{un} \text{ かつ } Gl_s<1.0$
				$Gl_s\geq 1.0$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{s0}<0.5$ 又は $C_{TU}\cdot S_D<0.125\cdot Z\cdot R_t\cdot G\cdot U$	左右以外の場合	$I_s/I_{s0}\geq 1.0$ かつ $C_{TU}\cdot S_D\geq 0.25\cdot Z\cdot R_t\cdot G\cdot U$
	鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{s0}<0.5$ 又は $C_{TU}\cdot S_D<0.14\cdot Z\cdot R_t\cdot G\cdot U$	左右以外の場合	$I_s/I_{s0}\geq 1.0$ かつ $C_{TU}\cdot S_D\geq 0.28\cdot Z\cdot R_t\cdot G\cdot U$
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法		—	—	確認できる